



千大企第4号  
平成31年4月1日

千歳市長 山口 幸太郎 様

公立大学法人公立千歳科学技術大学  
理事長 川瀬



公立大学法人公立千歳科学技術大学の役員に対する報酬等の支給の基準について（届出）。

このことについて、別紙のとおり定めましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項の規定により準用される同法第48条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 公立大学法人公立千歳科学技術大学役員報酬規程
- 2 公立大学法人公立千歳科学技術大学役員退職手当規程



## 公立大学法人公立千歳科学技術大学役員報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立千歳科学技術大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事、監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については基本報酬、通勤手当、期末手当、寒冷地手当とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。ただし、公立大学法人公立千歳科学技術大学給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員を兼務する役員については、役員報酬は支給しない。

### (報酬の支給日)

第3条 役員報酬の支給日は、給与規程第6条第2項の規定を準用する。

2 第8条に定める非常勤役員報酬は、その業務に従事した日数に応じてその都度支給する。

### (基本報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬月額、次のとおりとする。

(1) 理事長の基本報酬月額は「一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」（以下「給与法」という。）の指定職俸給表を準用し、指定職俸給表3号俸以内とする。

(2) 副理事長及び理事は600,000円以内で理事長が定める額とする。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、給与規程第13条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する前条に定める役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、給与規程第13条第2項の規定を準用して算出した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

### (期末手当)

第6条 期末手当は、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員期末・勤勉手当支給細則第2条から第6条及び第8条、第9条の規定を準用する。この場合において第3条中第2項中「給与規程」とあるのは「役員報酬規程」と、第5条中「勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

2 第4条第1項に定める役員については、基本報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

(寒冷地手当)

第7条 寒冷地手当は、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員寒冷地手当支給細則（以下、「支給細則」という。）第2条に規定する寒冷地手当の支給要件に該当する第4条第1項に定める役員に支給する。

2 寒冷地手当の額は、支給細則第5条の規定を準用して算出した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(非常勤役員報酬)

第8条 非常勤役員報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事 日額25,000円

(2) 監事 日額25,000円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を公立大学法人公立千歳科学技術大学旅費規程の例に準じて支給する。

(月の途中で就任または退職をした場合の基本報酬)

第9条 月の途中で就任または退職をした場合の役員の基本報酬は給与規程の適用を受ける職員の例による。

(報酬の支払方法)

第10条 役員報酬の支給方法は、給与規程第26条の規定を準用する。

(実施に関する事項)

第11条 この規程の実施に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 法人の成立後最初の理事長の基本報酬月額は当分の間、指定職俸給表1号

俸とし、基本報酬の月額の基本報酬月額に調整額を加算した額を支給するものとする。



## 公立大学法人公立千歳科学技術大学役員退職手当規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立千歳科学技術大学役員報酬規程第4条に規定する理事長、副理事長及び理事が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）をした場合の退職手当の支給について定めるものとする。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職したときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号に該当して解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は、支給しない。

2 退職手当は、その額から法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員の退職した日における基本報酬月額に役員としての在職月数を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの基本報酬月額に役職ごとの在職月数を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

### (在職期間の計算)

第4条 退職手当の額の算定の基礎となる在職月数の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1月とする。

2 前条第1項ただし書きにより退職手当の額を計算する場合において、異なる役職ごとの在職期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の最も少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとする。この場合において、端数が等しい在職月数があるときは、後に在職した役職に係る在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

### (再任等の場合の取扱い)

第5条 前条の規定にかかわらず、役員が退職した場合において、その者が退

職の日またはその翌日に再び役員となったときは、その者については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(退職手当規程の準用)

第6条 公立大学法人公立千歳科学技術大学職員退職手当規程第5条，第7条から第9条までの規定は、役員退職手当について準用する。

(実施に必要な事項)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項については、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。